明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

53　法別表第二の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 一・二 | 略 |
| 三 | 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 四 | 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 五 | 略 |
| 六 | 略 |
| 七 | 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 八 | 略 |
| 九 | 略 |
| 十 | 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 十一 | 略 |
| 十二 | 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 十三 | 略 |
| 十四 | 略 |
| 十五 | 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 十六 | 略 |

54　法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 一 | 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 二 | 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 三 | 略 |
| 四 | 略 |
| 五 | 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 六 | 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 七 | 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。次条第六十項第七号、第四条第五十三項第七号及び第五条第六十項第七号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 八 | 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 九 | 略 |
| 十 | 略 |

53　[同上]

| | |
|---|---|
| 一・二 | 同上 |
| 三 | [新設] |
| 四 | [同上] |
| 五 | [同上] |
| 六 | [新設] |
| 七 | [同上] |
| 八 | [同上] |
| 九 | [新設] |
| 十 | [同上] |
| 十一 | [同上] |

54　[同上]

| | |
|---|---|
| 一 | [新設] |
| 二 | [同上] |
| 三 | [同上] |
| 四 | [新設] |
| 五 | [同上] |
| 六 | [同上] |